

岡山市地域包括支援センター
生活支援リスト掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山市地域包括支援センターが管理する生活支援リスト（以下リスト）への掲載に関し必要な事項を定める。

(掲載物)

第2条 リストに掲載することができるものは次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設、事業、業者、サービス、取り組み
- (2) その他掲載が望ましいもの

(掲載基準)

第3条 リストは、次に掲げる基準に該当するもので、かつ、第5条の決定を受けたものとする。

- (1) リストの公共性及び品位を損なうおそれのないものであること。
- (2) 高齢者や、高齢者を支援する者の生活の利便性を向上させるものであること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当しないものであること。
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は、個人的宣伝に係るものではないこと。
- (5) 公の秩序及び善良な風俗に反しないものであること。
- (6) サービスを利用する際に、特定の団体への加入や、別途の使用料の支払いを行う義務が発生しないこと。（なお、団体への加入は必要な場合において、退会等の変更が容易に可能であると判断された場合にも要件を満たすものとする）
- (7) その他公益上特に支障がないと認められるものであること。

(掲載対象者の選定)

第4条 生活支援リストへの掲載対象者は、岡山市地域包括支援センターが情報収集を行い、第3条の基準に沿って選定する。選定において疑義が生じた場合は、市と協議する。

(掲載の決定)

第5条 岡山市地域包括支援センターは、掲載対象者から掲載承諾書（様式第1号）を徴した上で、掲載を決定する。

2 岡山市地域包括支援センターは、前項の結果について、対象者に対し、書面もしくは口頭にて伝える。

(掲載の取消し)

第6条 次のいずれかに該当するときは、市もしくは岡山市地域包括支援センターの決定によってリスト掲載を中止することができる。

(1) 掲載基準を満たさなくなったとき

(2) 市もしくは岡山市地域包括支援センターにおいてリスト掲載が不要であると判断されたとき。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市と地域包括支援課が協議して決定する。

附則

この要領は、令和4年9月1日から適用する。